# 府令・省令

**○内閣府・国土交通省令第四号**

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）の施行に伴い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令（平成八年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 放射性同位元素等の規制に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| **第一条**　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六十二条から第六十四条までの規定の実施のため必要な手続その他の事項については、他の法令に定めるもののほか、この命令の定めるところによる。 | **第一条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第六十二条から第六十四条までの規定の実施のため必要な手続その他の事項については、他の法令に定めるもののほか、この命令の定めるところによる。 |
| （保証書） | （保証書） |
| **第五条**　（略） | **第五条**　（略） |
| 一～六　（略） | 一～六　（略） |
| 七　第五号の額の担保金が放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第三十四条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 | 七　第五号の額の担保金が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第三十四条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 |
| 八・九　（略） | 八・九　（略） |

**附　則**

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

# 規　則

**○原子力規制委員会規則第十一号**

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づき、及び同法を実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。